

府立学校における今後の教育活動等について

令和3年10月21日

大阪府教育庁

1 基本的な考え方について

大阪府における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が9月30日をもって終了し、感染症対策を段階的に緩和する中、10月20日、感染状況等が大阪モデルの警戒解除のめやすに達した。このことを受け、今後は、様々な場面で適切な感染症対策を実施することが求められている。

府立学校においては、毎日の健康観察を行うとともに、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を実施しながら、教育活動を継続する。

2 基本的な感染症対策の徹底について

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。

また、児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。児童生徒等については、別添の「けんこうかんさつカード」等を活用し、日々の健康状態を把握するとともに、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。

加えて、教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

なお、基本的な感染症対策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」（以下「感染症対策マニュアル」という。）のP.4～20を参照すること。

3 教育活動上の対応について

(1) 教科活動

教科活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

なお、以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底すること。また、できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒等どうしの貸し借りはしないよう指導するとともに、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）
- ・家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 体育の授業実施上の留意点

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。

なお、実技を伴う体育の授業の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」のP. 26～28を参照すること。

(3) 学校行事等

学校行事等においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

文化祭等における「模擬店など飲食物を提供する活動」については、通常時の衛生管理に加えて、飲食の場を制限するとともに、飲食の前後の手指消毒を徹底させる、席を向かい合わせにしない、食事時の会話を控えさせる、食事後には必ずマスクをつけさせるなど、飛沫の飛散防止等の感染症対策を徹底したうえで実施する。

また、保護者等の来場者に対しても、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底するよう要請する。

(4) 府県間の移動や泊を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

また、修学旅行等、泊を伴う教育活動については、取消料が発生する概ね21日前をめどに、実施の可否について、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」の内容を踏まえ慎重に判断することとし、実施する場合は、あらかじめ学校所在地の保健所との連携体制を構築するとともに、現地でのアクティビティ、食事、入浴、就寝前等あらゆる場面において「感染症対策マニュアル」のP. 30～31を参照して、感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

部活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

活動する際は、『感染症対策マニュアル「部活動に関する留意事項」P. 31～33』を徹底するとともに、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をするをこと自体控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは

避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

(6) 給食・食事時の指導や食堂の利用

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

(7) 食堂における感染症対策

食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防策を徹底する。

なお、感染予防策の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」のP. 34～35を参照すること。とりわけ、以下の点について留意すること。

- ・テーブル上やカウンターでのパーテーションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状態を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

(8) 支援学校における具体的な活動場面における対応

「感染症対策マニュアル」のP. 38及び「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」（令和3年5月10日）を参照する。

(9) その他の教育活動における対応

図書館、清掃活動、休み時間、登下校等における対応については、「感染症対策マニュアル」のP. 35～38を参照する。

4 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年7月14日付け教保第1599-2号）の内容等を含め、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。（「感染症対策マニュアル」P. 21～22参照）

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「5 児童生徒等に対する学びの保障等について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

支援学校幼稚部においても同様の扱いとなる。幼稚部幼児指導要録には、「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載する。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障等を行うことについて、周知徹底を図ること。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

5 児童生徒等に対する学びの保障等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障等について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障等を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた学びの保障（※）を行う。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施する。

- (2) 臨時休業となった際の学びの保障等について

感染症や災害発生時等の非常時においては、児童生徒等の規則正しい生活習慣を維持するとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインを用いた学びの保障を行うことが重要である。また、この間、導入を進めている児童生徒1人1台端末を活用した、これまで以上に積極的な取り組みが求められていること等を踏まえ、非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドラインを作成し、あらかじめ校内体制を構築した上で、原則として、臨時休業決定後3日めまでにはオンラインを用いた学びの保障（※）を開始する。あわせて、学習内容のさらなる充実や児童生徒等の心理的な支援という観点から、実施に際しては、同時双方向型学習やオンデマンド動画を積極的に取り入れる。（「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」（令和3年10月5日付け教高第2820号）参照）

（※） オンラインを用いた学びの保障例

ア Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援

- ・教室で行っている授業を配信
- ・登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・質問対応
- ・ホームルームや個別懇談

イ Youtube等を用いたオンデマンド型での支援

- ・授業を録画して配信
- ・課題のポイントを解説した動画の配信

ウ Google Classroom等を使った支援

- ・課題を送受信
- ・チャット機能を用いた質問対応

6 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

- (1) 学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、原則として学校全体を臨時休業とする。ただし、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、課程や学部、学級等別に実施する場合もある。

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、教育庁が保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえて判断する。

- (2) 臨時休業期間において、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため、校長・准校長が教職員に対し、自宅での待機を命じた場合、その教職員の服務については、職務に専念する義務の免除とする。この他、教職員の服務の取扱いについては令和3年6月3日付け教職企第1398号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」を参照する。

- (3) 学校は可能な限り、検査候補者リストの作成等、保健所の疫学調査に協力する。検査候補者リストの作成にあたっては、令和3年9月2日付け教保第2004号「児童生徒等及び教職員に感染者が確認さ

れた場合の基本的な対応について」を参照する。

- (4) 保健所による検査対象者の決定後、検査結果が判明するまでは、検査対象者が所属する学級等を閉鎖する。
- (5) 検査の結果、新たな陽性者がいなかった場合は、学級等を再開する。新たな陽性者が判明した場合は、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認したうえで、学級等を再開するかを判断する。
- (6) 臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障等については、上記5(2)を参照する。
- (7) 感染者や濃厚接触者に特定された児童生徒等への対応等については「感染症対策マニュアル」のP.39～41を参照する。

7 参考資料等

【教育活動等全般について】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

(令和2年12月25日付け 教保第2197号)

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

(令和3年5月10日付け 教支第1260号)

【授業や学校行事等について】

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(依頼)」

(令和2年12月10日付け 教高第3162号)

「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス感染症対策)に係るガイドライン(令和2年12月3日改訂)」

(令和2年12月3日付け 教高第2271-2号)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

(令和3年9月28日付け 事務連絡(文部科学省))

【部活動等について】

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」

(令和3年1月8日付け 教保第2310号)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

(令和3年9月28日付け 事務連絡(文部科学省))

【児童生徒等の心のケア等について】

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」

(令和3年7月14日付け 教保第1599-2号)

【児童生徒等に対する学びの保障等について】

「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」

(令和3年10月5日付け 教高第2820号)

【臨時休業の判断等について】

「[COVID-19]児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について(通知)」

(令和3年2月24日付け 教保第1480-2号)

「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」

(令和3年6月3日付け 教職企第1398号)